

令和7年度香川県地域E S G脱炭素投資促進専門家派遣事業業務委託仕様書

1 目的

香川県は県内事業者の温室効果ガス排出量削減（以下「CO₂排出量削減」という。）への取組みを促すため、金融機関や関係団体等と連携して香川県地域E S G脱炭素設備投資促進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設置し、県内事業者にCO₂排出量削減に関する評価を行う専門家派遣を行う業務を委託する。

なお、コンソーシアムは、次に掲げる機関により構成する。

- (1) 金融機関（株式会社百十四銀行、株式会社香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、香川県信用組合、株式会社日本政策金融公庫高松支店、株式会社商工組合中央金庫高松支店）
- (2) 公益財団法人かがわ産業支援財団
- (3) 公益財団法人香川県環境保全公社
- (4) 香川県信用保証協会
- (5) 香川県

2 業務委託名

令和7年度香川県地域E S G脱炭素投資促進専門家派遣事業業務委託

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託限度額

9,407,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

コンソーシアム参画金融機関が環境配慮型融資（E S G融資）実行の判断をするにあたり、CO₂排出量削減に寄与する脱炭素設備投資を行う予定の県内事業者に対して、事業者の要望や状況に応じて、CO₂排出量の算定、CO₂排出量削減効果のポテンシャル評価、CO₂排出量削減に係る目標の設定やその目標達成に向けた計画（短期・中期・長期）策定の技術的なサポートを行う専門家を派遣する。

なお、国の補助事業の申請において必要となる事業者のCO₂排出量算定等の一部の業務についても、事業者の要望に応じて柔軟に対応すること。

業務の実施にあたっては、県と定期的に情報共有を図るとともに、金融機関や関係団体等と連携を取りながら、業務を行うこと。

<専門家派遣の対象となる事業者及び派遣数>

香川県内に工場・事業場を保有する中小企業等の事業所：10箇所程度※

- ※1 派遣事業所数、規模及び時期は、県がコンソーシアム参画機関と連携して今後募集・選定していくものであり、確定しているものではない。なお、事業所への専門家派遣の可否・開始時期・期間などについては、県と事前に協議を行うこと。
- ※2 事業者が複数の施設を隣接地等で一体として利用している場合は、1事業所とする。

<業務内容>

(1) CO₂排出量の算定

- ・県内事業者指定の事業所が排出するCO₂の排出量について、エネルギー使用量等の事業所及び設備状況の分析、事業者ヒアリング及び現地調査（若しくは机上調査）等により算定を行う。
また、事業者自身が算定を行う場合は、算定にあたっての支援や内容の確認等を行う。
- ・事業所が排出するCO₂排出量については、サプライチェーンにおける排出量、排出削減のポテンシャルが明らかになるようScope 1～3ごとに算定を行い、その数量及び比率を示すこと（ただし、Scope 3については可能な範囲で算定し、該当する15のカテゴリを示すこと（二次データの活用も可能））。

(2) CO₂排出量削減効果のポテンシャル評価

- ・県内事業者指定の事業所や設備について、現地調査等を行ったうえで、エネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を低減させることで生じるCO₂排出量削減の他、再生可能エネルギー導入等によるエネルギー総消費量を削減することで生じるエネルギー起源CO₂排出量削減及び他の温室効果ガスによるCO₂排出量削減効果のポテンシャル評価を実施する。

(3) CO₂排出量削減に係る目標設定及び計画策定

- ・(1) CO₂排出量の算定や(2) CO₂排出量削減効果のポテンシャル評価の具体的な根拠・考え方を県内事業者に示し、県内事業者と協議のうえ、設備投資の優先順位等CO₂排出量削減に係る脱炭素経営の視点に立ったビジョンの策定や目標設定のサポートを行う。
なお、上記目標設定及び計画策定は、短期（2030年度）、中期（2035年度又は2040年度）及び長期（2050年度）を目安として設定する。
- ・目標の単位は総量又は原単位のどちらでも構わないが、県内事業者自身において、目標とする単位に整合するCO₂排出量の実績を把握できることを前提とする。
- ・設定した目標達成に向けた計画策定にあたって、具体的かつ効果的な技術的サポートを行う。

<専門家派遣事業の流れ>

- (1) 専門家派遣開始前に開催するコンソーシアム会議に出席し、コンソーシアム参画機関に対して支援体制や現地調査等の概要を説明する。
- (2) 専門家派遣依頼があった事業所に対して現地調査を実施する。
- (3) 県、事業者及び金融機関からの要望に応じて報告書の作成状況等を説明する報告会（Web会議による開催も可能）を開催する。
- (4) 報告書作成後に開催するコンソーシアム会議に出席し、事業の成果等をコンソーシアム

会議で報告する。

<報告書及び事例集作成>

(1) 報告書

①事業所ごとの報告書

- ・1事業所の業務が完了する毎に、10日以内に報告書を作成し、県、事業者及び担当金融機関へ提出すること。
- ・報告書の構成は香川県担当者と調整し、作成すること。

②情報共有用の報告書

- ・E S G融資を定着し、当事業の成果を横展開するためにコンソーシアムで行う情報共有、意見交換等に必要となる報告書を作成すること。
- ・①報告書を基に事業者が特定できる情報を削除し作成すること。
- ・報告書の作成数は、①報告書と同数とし、構成は香川県担当者と調整し、作成すること。
- ・上記<専門家派遣事業の流れ>（4）に記載するコンソーシアム会議までにコンソーシアム参画機関へ提出すること。

(2) 事例集

- ・コンソーシアム参画機関が当事業によるCO₂排出量削減の取組みや手法及びその効果等を事例集として共有し、今後のE S G融資の実現に繋げていくため、上記（1）②報告書の内容を集約し、作成すること。
- ・事例集は、専門家を派遣した事業所の業種やScopeごとの排出量、CO₂排出量削減のポテンシャルや設備投資の優先順位等の特徴を記載し、作成すること。
- ・事例集の構成は香川県担当者と調整し、作成すること。
- ・上記<専門家派遣事業の流れ>（4）に記載するコンソーシアム会議までにコンソーシアム参画機関へ提出すること。
- ・提出された事例集は、当事業終了後にコンソーシアム参画機関が今後、他の県内事業者の脱炭素経営を支援するため、支援事業者へ配布することを予定している。

<業務実施にあたって考慮する事項>

専門家の派遣の実施にあたって

- ・県が、Web会議等で事業者や金融機関等への本事業の説明や周知等を行う場合は、説明会や協議の場に参加する等の協力をすること。
- ・事業所毎の専門家派遣時間（人数・回数・時間）については、事業所の規模・状況に合わせて、県と協議のうえ決定することとし、専門家派遣事業所数や支援実績（業務内容・専門家派遣・報告書等の作成時間）などにより委託料を調整する。
- ・管理技術者として、エネルギー管理士又は技術士（環境部門）のいずれかの国家資格を有する者を配置する。また、現地調査にあたっては、省エネルギー診断の実務経験を有する、又は同等の能力を有する者を関与させるものとする。
- ・業務工程としては、①県、事業者及び金融機関等との事前協議、②エネルギー使用量等のデータ

- タ等を活用した基礎調査・分析、③事業所への専門家派遣、④報告書及び事例集を作成し、関係機関へ報告
- ・事業者の投資計画の実行性に結びつけるため、内容を分かりやすく取りまとめて事業者に報告すること。

<備考>

- ・業務の実施にあたっては、香川県担当者と密接に連絡調整を行うとともに、重要な事項についてはその指示を受けるものとする。
- ・業務終了後も、専門家派遣をした事業者からの相談には、適切に対応すること。

6 その他

(1) 個人情報の保護

当該業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例など関係法令を遵守すること。

(2) 法令等の遵守

労働関係法令その他、業務の実施にあたり関連する法令を遵守すること。

(3) 業務実施に付帯するその他の業務

本仕様書に記載のない事項については、県と受託者がその都度協議し決定するものとする。